

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿児島市長 下鶴 隆央

市町村名 (市町村コード)	鹿児島市 (46201)
地域名 (地域内農業集落名)	石谷・福山(畑) (松之尾1、石谷西、石谷東、六ヶ所、石谷下、新村上、新村下、福山上5、福山中1、福山下1)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地域は農地全体の約84%で茶を栽培している。  
石谷地域においては、宅地化が進んでおり、農薬を使用しづらいなど課題がある。  
当地域内に茶工場がある茶農家や畜産農家は高齢化しており、担い手もいない。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

野菜の新規就農者育成を図るとともに、周辺の茶農家や畜産農家とも連携を取りながら地域外から農地を利用する担い手を確保する。  
農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	65.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	55.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地のうち、比較的条件が良い農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
営農可能な農地を集約し、その他の農地はまとめて貸付けられるよう地域内の情報共有を活発に行う。 また、茶跡地を野菜などの担い手にも引き継げるよう、茶樹の処分方法等を検討しながら品目転換しやすい環境を整える。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸し付けの意向がある農地は、農地バンクを活用して、担い手へ積極的に集積を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
今のところ取り組む予定はないが、状況に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外にかかわらず、担い手や新規就農者を積極的に受け入れ、新たな担い手の確保と育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内外にかかわらず、農作業受委託など共同作業を継続し、作業負担の軽減を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵の適正な設置により圃場への鳥獣の侵入防止を図る。
- ②収益性の高い有機生葉(煎茶用とてん茶用)の生産を行う。
- ③アシストスーツやリモコン草刈機等、先端技術の情報収集を行い、導入を検討する。
- ④輸出向けに有機生葉の生産を行い、販路の拡大を図る。
- ⑦県営中山間地域農業農村総合整備事業により農道整備を行う。